

第 8 7 回 評 議 員 会
部 会 提 出 議 案

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日
全 国 市 議 会 議 長 会

目 次

1. 青少年を有害情報から守る環境整備の強化について	東海部会	1
2. 北方領土問題の早期解決等について	北海道部会	2
3. 国民健康保険財政の健全化について	東北部会	4
4. 国民健康保険制度の改善を求める要望	近畿部会	5
5. 医師の養成・確保対策について	関東部会	6
6. 地域医療を守るための施策の更なる取り組みについて	中国部会	7
7. 地域医療の充実確保について	九州部会	8
8. 子育て支援事業の推進について	四国部会	10
9. 地球温暖化対策のための新たな税財源措置について	東北部会	11
10. 容器包装リサイクル法の見直しについて	関東部会	12
11. 皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について	近畿部会	14
12. 中山間地域等直接支払制度の継続について	四国部会	15
13. 北海道新幹線の建設促進について	北海道部会	16
14. 北陸新幹線の建設促進について	北信越部会	17
15. 三遠南信自動車道の整備促進及び国道の整備等について	北信越部会	18
16. 九州における高速交通網の整備充実について	九州部会	19
17. 生活航路の維持・確保について	中国部会	20
18. 災害時に備えた個人情報の有効活用が図られる広報・啓発等の 推進について	東海部会	21

青少年を有害情報から守る環境整備の強化について

東海部会提出

説明担当：瑞穂市

(理由)

インターネットの普及は、国民に計り知れない利便性をもたらしたが、その一方で、青少年の成長に有害な情報も存在し、これに起因した事件に巻き込まれ、被害に遭うケースも多く発生しており、有害情報の氾濫は大きな社会問題となっている。

このため、本年4月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されたところである。

同法により、フィルタリングサービス普及に向けた取り組みが強化され、青少年が有害情報に接触する機会をできるだけ少なくするなど、安全・安心に基づくインターネット環境が整備されることを期待するものである。

しかしながら、ユニバーサルなコミュニケーションツールとしての情報通信機器は、利便性や可能性の拡大が追求され、日々進化を繰り返し、同法が想定していないパソコンとも携帯電話とも区別しにくい機器を持つ青少年が、公衆無線LANに接続してインターネットを利用するケースが増えてくることや、それら情報通信機器を使った新たな手口による犯罪の発生も予想されるなど、青少年を取り巻く社会環境は、日々めまぐるしく変化している。

こうしたことも踏まえ、国におかれては、関係法令の実効ある運用とともに、青少年の健全育成の観点から、有害情報から保護するための取り組みのさらなる強化が必要であり、次のとおり必要な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 青少年やその保護者のフィルタリングサービスに対する正しい理解とその適切な利用に向け、また、インターネットの安全で安心な利用に向けて、積極的な啓発に努めること。
- 2 フィルタリングサービスの機能向上とその普及及び有害サイトと非有害サイトの適切な区分・管理に向け、関係事業者に対する積極的な働きかけに努めること。
- 3 情報モラル教育の充実を図るため、その対象者には児童生徒のみならず、教員や保護者も含めること。

北方領土問題の早期解決等について

北海道部会提出

説明担当：根室市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については、日ロ間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行うことでは一致しているが、未だ、具体的な進展がない状況である。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還要求運動を64年以上に亘って行ってきた「原点の地」としては、強い憤りと怒りすら覚える結果であります。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

このため、これまでの返還要求運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりの構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが強く求められている。

特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充

実などにより国民世論の喚起高揚を図るとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を早急に解決し、平和条約を締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にあることから、あわせて「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進することを強く要望する。

国民健康保険財政の健全化について

東北部会提出

説明担当：能代市

国民健康保険制度は、構造的に低所得者が加入する制度のため、財政運営が不安定となっており、景気の低迷に伴う被保険者の増加及び高齢化の進行に伴う医療費の増加によって、事業運営は極めて厳しい状況にあります。

また、国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤として、医療の確保と住民の健康保持及び増進に大きく貢献し、地域保険として重要な役割を果たしており、今後の高齢化社会において、その役割はさらに重要となっています。

つきましては、次の事項について、国において特段の措置を講じるとともに、その実現に向け積極的に推進されるよう要望します。

記

- 1 医療保険制度間の負担と給付の公平と制度の安定的な運営を図るため、国が保険者となって、すべての国民に通ずる医療保険制度へと一元化するなど、より持続可能な制度となるよう抜本的な改革を行うこと。
- 2 保険税の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- 3 保険税の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4 児童や重度心身障害者等への医療費助成制度等、市単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- 5 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、十分な財政措置を講じること。

国民健康保険制度の改善を求める要望

近畿部会提出

説明担当：豊中市

国民健康保険は、国民皆保険のもと誰もが安心して医療を受けることのできる医療保険制度の中核を担うとともに、地域医療の確保に貢献している。

しかし、加入者には、高齢者層や低所得者が多く、医療費は年々増加し、現下の厳しい経済状況も相まって、国保制度の抜本的な改善がなされない中、多くの地方自治体は毎年の赤字解消に追われている状況である。各市においては、一般会計からの繰り入れや保険料の値上げ等により、国保制度を維持しているところもあり、財政状況が厳しいなか、これまでのような財源の確保が難しくなってきている。

また、平成20年度からは、75歳以上を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設され、これにより国保財政の負担軽減が期待されたが、国保の厳しい財政状況は、一向に改善されていない。

よって、国においては国民健康保険に対する財政支援を強化するとともに、早急に「国保制度の広域化」、「医療保険制度の一本化」などの抜本的な見直しを図り、国民皆保険制度の堅持に努められることを強く要望する。

記

1. 国保制度に対する国庫負担の増額、現行の国保財政基盤強化諸対策の一層の拡充強化を図られたい。
2. 「国保制度の広域化」、「医療保険制度の一本化」といった医療保険制度の抜本的な見直しを図り、国民皆保険制度を堅持されたい。

医師の養成・確保対策について

関東部会提出

説明担当：浦安市

全国的に深刻化している医師不足の影響により、地域住民の生命と健康を守る立場にある地方自治体においては、非常に厳しい状況に置かれており、全国各市で、救急医療を実施する医療機関の救急医療からの撤退、さらには病院自体の休止や診療科の休廃止等といった事態が生じている現状である。

国においては、これまでの方針を転換し、地域医療を充実させるために医学部定員の増員を認め、臨床研修制度の見直しを行うなどの対策を進めているが、医師不足を解消するためには、さらなる対策が求められる。

医師の地域偏在・診療科偏在の解消や、特に、医師不足が深刻な産科・小児科の医師を確保するため、病院勤務医の処遇改善となるよう診療報酬をさらに手厚く評価するよう要望するとともに、女性医師の離職防止対策、医師の負担軽減につながる施策等の拡充を図り、地域住民が安心して医療を受けることができるよう強く要望する。

地域医療を守るための施策の更なる取り組みについて

中国部会提出

説明担当：益田市

誰も安心、安全に生活していく上で最も重要な地域医療は、医療従事者の不足、診療科目の縮小、救急医療体制の後退などの深刻な状況である。特に産科医の減少は、地元で子どもを産み育てられない状況をもたらし、少子化の流れを助長する深刻な問題となっているなど、地方においては予想を上回るスピードで医療崩壊が迫っている。医療崩壊はイコール地域崩壊であり、とにかく待ったなしで実効性のある対策の実施が望まれる。

こうした実情を踏まえ、地域において良質な医療や安心して信頼できる医療を継続して受けることができるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 医師不足の一つの要因である医師の偏在については、都道府県単位のみならず、医療圏域ごとの特に病院勤務医の実態を把握し、圏域の特性を踏まえた対策を早期に実施されたい。
- 2 公立病院に対する支援策が打ち出されているが、公立病院を持たない市が、地域医療を担っている中核病院に対して行う支援に対しても、国からの支援を願いたい。
- 3 病院勤務医の過酷な勤務実態を改善するための実効性のある施策を早急に実施されたい。また、待遇改善に向け、更なる診療報酬の見直しを検討されたい。
- 4 各地方自治体が、市町村単位で医師確保あるいは救急医療体制の維持に向け、厳しい財政状況の中、独自の施策を打ち出しているが、これに対する財政支援を願いたい。

地域医療の充実確保について

九州部会提出

説明担当：浦添市

我が国では国民皆保険制度が施行され、誰でも公平かつ平等に安心して医療を受けられるようになり、その結果、平均寿命が世界最高水準を実現するなどの恩恵を受けてきた。

しかし、少子・高齢化の急速な進展、医療ニーズの多様化、医療の高度化・専門化など我が国の医療を取り巻く環境の急激な変化が進む中、全国的に医師不足も深刻な社会問題になっている。

多くの離島を抱える九州地方では離島・へき地の診療所等の地域医療に従事する医師や看護師が慢性的に不足し、また各地方の拠点病院においても住民の望む医療体制とは大きな乖離があり、産婦人科、小児科等、勤務が加重とならざるを得ない特定診療科における医師が不足し休科に追い込まれる事態となっている。

地域医療は、子供を生み育て、その地域に生活する者の命を守るとともに、高齢者の健康を保持するなど、住民が生活する上で最も重要な社会基盤の一つであり、医師不足等による医療環境の悪化は、地方自治体の基盤を根底から揺るがす極めて深刻な問題である。

地域医療の充実確保は、個々の地方自治体の施策で到底解決できるものではなく、地域医療体制の立て直し、医師及び看護師の安定的な確保を図るため、国として次の施策を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方における医師不足の解消を図るため、医師派遣体制の構築と医師の長期的安定的な確保を図るためのシステムを構築するとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 医師及び看護師の養成数を抜本的に増やすとともに、地域への定着のための施策を進めること。

3 国、県、大学、医師会等の連携のもと、県内医療機関への均衡ある医師の配置に関する調整機能を確立し、医師の地域偏在を是正すること。

子育て支援事業の推進について

四国部会提出

説明担当：松山市

(理由)

愛媛県新居浜市においては、次世代育成支援行動計画に基づき、地域が家庭と連携して子育ての担い手となり、子どもが育つ喜びを地域全体で味わう社会づくりを目指しています。

しかし、少子化や核家族化、また、共働き家庭、一人親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、国及び地方自治体は、この急激な少子化の進展に対し、より一層危機感を持って対処し、早急かつ的確に対策を講じていくことが強く求められております。

このような中、国におかれましては、「子育て応援特別手当」、「妊婦健康診査臨時特例交付金」の創設等、子育て支援事業の拡充を図っていただいております。本市におきましても厳しい財政状況ではございますが、平成20年1月から「就学前乳幼児の医療費公費負担」、平成21年4月から「妊婦健康診査公費負担の拡大(14回)」や「小児救急医療の拡充」に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、真に安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、さらなる子育て支援事業の推進が不可欠でございます。

つきましては、かかる現状をご理解いただき、次の事項につきまして、今後一層のご高配をいただきますよう国に強く要望するものであります。

- 1 小児救急医療体制の整備促進を図ること。
- 2 妊婦健康診査臨時特例交付金制度の継続を図ること。
- 3 乳幼児医療助成制度の拡充を図ること。

地球温暖化対策のための新たな税財源措置について

東 北 部 会 提 出

説明担当：山形市

地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減の取り組みが全国規模で行われている。森林が二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に大きな効果を持つことが知られているが、森林の整備及び維持管理には多額の費用を必要とする。今年 5 月には「間伐等促進法」が施行され、京都議定書の第一約束期間の終期である平成 24 年までに集中的な間伐等の実施を促進することとされている。

現行の交付税制度においても森林面積を基礎数値とする算定経費があるが、水源涵養等の森林が持つ公益的機能に加え、さらに国際的な約束である京都議定書の二酸化炭素削減目標達成に向け、対策を強化する必要がある。

二酸化炭素削減には、二酸化炭素排出を抑制すればするほど、また二酸化炭素を吸収すればするほどメリットがあるような経済的手法が有効であり、継続的なインセンティブ効果が期待される。そのため経済的手法を取り入れた新たな税財源措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体における二酸化炭素排出量と吸収量（森林面積）の係数を用いた税財源措置を講じること。
- 2 従来 of 森林面積を基礎数値とする交付税制度における算定経費をさらに充実し堅持すること。

容器包装リサイクル法の見直しについて

関東部会提出

説明担当：館林市

容器包装リサイクル法は、事業者、消費者、自治体の3者がそれぞれの責任を果たすことにより、循環型社会の構築を目指すこととして、平成7年に制定された。

しかし、それぞれの役割において、自治体が費用負担の最も大きい収集、分別、圧縮、梱包等の経費を負担しており、これが自治体財政に大きな負担となっている。

一方、事業者においては、容器包装廃棄物の減量化や、環境負荷の少ないリサイクル容器等の製品開発が遅れていることなど、事業者側の責任を十分に果たしているとは言い難い状況である。

よって、容器包装リサイクル法における事業者の責任を強化し、循環型社会の早期実現を図るため、現行法の見直しにおいて、下記事項の実施について強く要望する。

記

- 1 容器包装廃棄物のリサイクルを行うため、市町村が負担している収集、分別、圧縮、梱包等にかかる経費について、事業者に負担を課する措置を講ずること。

2 事業者に対し、環境負荷を減少させる効果の高いリサイクル容器の製品開発とその使用を強く義務づけること。

皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について

近畿部会提出

説明担当：養父市

市川・八家川・揖保川・林田川等の水質保全については、兵庫県下はいうまでもなく瀬戸内沿岸地域全体の水質問題へと繋がっており、これら河川等の環境保護は、人類の国際的課題となっています。

さて、皮革排水については、関係市町が運営する下水道処理施設で処理し、水質浄化に努めていますが、クロム等の重金属や獣毛等が多く含まれ、汚濁度が高く、前処理場の皮革排水処理には多額の経費を要しています。

また、皮革排水処理経費は、原因者負担が原則ですが、皮革関連事業者は大部分が零細事業者であり、国内消費の落込みや貿易関税問題等により、経営環境が悪化し、皮革業界の低迷は目を覆うばかりで、事業者のみに処理経費の全額負担を求めることは困難であります。さらに、関係市町にとってもこれらの処理経費は、大きな財政負担となり、行政運営に多大な影響を及ぼしています。

つきましては、皮革前処理場の設置経緯、業界の形態、経営状況並びに地域の実情をご賢察頂き、各前処理場等が瀬戸内地域全体の環境保全に大きく寄与している観点からも、抜本的な支援制度が必要であり、下記の点について実現されるよう強く要望します。

記

1. 皮革排水処理に対する抜本的な支援制度の創設

中山間地域等直接支払制度の継続について

四国部会提出

説明担当：高松市

(理 由)

中山間地域は、食料生産の場であるとともに、水源のかん養、洪水や土砂崩れの防止、美しい緑の景観の提供など多面的機能を有し、下流域の都市住民を初め、多くの人々の生命・財産と豊かな暮らしを守っている。

しかしながら、近年、中山間地域では過疎化・高齢化が急速に進行し、今後も、小規模・高齢化集落の増加が、さらに懸念されるなど、中山間地域を取り巻く社会経済環境は、ますます厳しくなることが予想されている。

こうした中、平成12年度に、生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生を防止するなど、農業の持つ多面的機能を維持確保するために中山間地域等直接支払制度を創設し、平成17年度から平成21年度までの5年間を第2期対策期間として各種の施策を講じているところである。

よって、国においては、中山間地域の維持・発展、多面的機能の確保の観点から、平成22年度以降も、同制度に係る要件の緩和や制度内容の充実を図った上で、さらに継続されるよう強く要望する。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出

説明担当：札幌市

北海道新幹線につきましては、「新青森・新函館間」の平成 27 年度末完成を目指し順調に工事が進められております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21 世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

既に関業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、560 万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸の一日も早い実現を強く願っております。

つきましては、我々道民の悲願であります北海道新幹線の建設促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 一. 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一. 新青森・新函館間の早期開業
- 一. 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実・強化

北陸新幹線の建設促進について

北信越部会提出

説明担当：白山市

北陸新幹線は、21世紀における高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで大きな効果が期待されています。

さらに、東海道新幹線の代替補完ルートとしても重要な役割を担うとともに、経済波及効果や需要予測、収支改善効果は極めて大きいことが明らかになっております。

このような中、平成26年度末を完成予定とする長野ー白山総合車両基地間の整備が着実に進められており、さらに、白山総合車両基地ー福井間及び敦賀駅部については、平成21年中の認可に向けて検討がなされているところであります。

しかしながら、依然として全線の整備方針は不明確であり、未着工区間の取扱いや建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、北陸新幹線の日も早い全線開通に向け、着実な整備推進を要望しますとともに、下記の事項について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 北陸新幹線の早期完成

(1) 長野ー金沢（白山総合車両基地）間の早期完成

(2) 金沢（白山総合車両基地）ー福井間及び敦賀駅部について、平成21年のできる限り早期に認可、着工するとともに、福井から敦賀間について、早急に検討を行い、早期整備を図ること。

(3) 大阪までの整備方針の明確化と早期にフル規格による全線整備を図ること。

(4) 新幹線小松駅の整備事業を早期に着手し、加賀温泉駅整備事業の調査等を着実に推進すること。

2 建設財源の確保により整備促進を図るとともに、地域負担について適切な財源措置を講ずること。

3 JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得などについて、特別の財政措置を講ずること。

三遠南信自動車道の整備促進及び国道の整備等について

北信越部会提出

説明担当：松本市

長野県南部（伊那谷）は、古来より天竜川に沿って飯田市、伊那市、駒ヶ根市などの都市が発展してきましたが、近年、愛知県東三河地域や静岡県遠州地域を広域的に結び、さらに大きな圏域を構成するビジョンに基づいた三遠南信自動車道の整備が進められています。

この三遠南信自動車道は、供用中の東名高速道路や中央自動車道、さらには、建設中の第二東名高速道路などに連絡し、産業はもとより、観光ルートの拡大、災害支援ルートの確保、救急医療の充実など様々な効果が期待されています。

また、三遠南信自動車道にアクセスする国道152号及び国道153号は、伊那谷を南北に縦貫する地域幹線道路となっていますが、特に国道153号は災害時の緊急輸送路に指定されているにもかかわらず、各地で交通渋滞を招き、雨天・降雪時には度々通行止めになるなど、住民生活と地域経済に多大な影響を及ぼしており、国による直轄管理及びバイパスの早急な整備が求められています。

よって、国におかれましては、地域住民の切実な願いである三遠南信自動車道の早期の全線開通並びに国道152号の通行不能区間の解消及び国道153号の県管理部分の国の直轄管理指定区間への編入について、地域の実情に配慮され、これら道路整備の事業進捗を図られますよう格段の取組みを要望するものであります。

九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出

説明担当：垂水市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るための財源を確保するとともに、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。

生活航路の維持・確保について

中国部会提出

説明担当：尾道市

現在本市では、複数の生活航路が運行されており、島嶼部住民の重要な移動手段になっている。しかしながら、島内人口の減少や高齢化などによる利用者減、さらには燃料費の高騰などにより、運賃の値上げ、減便や減船が行われるなど、いずれの航路も経営難に直面しているところである。

また、高速道路及び本州四国連絡橋の通行料金大幅割引の影響などにより、本四航路の利用客が急減しており、本市においても、呉～松山間の航路が、6月末をもって廃止されるなど、航路の廃止が相次いでいる。

しかしながら、いずれの航路も、住民の生活環境の維持・向上、地域産業の振興、通勤・通学・通院など、住民の日常生活に欠くことのできないものであり、今後のさらなる航路廃止を防ぐため、国・県と連携して支援策を講じる必要がある。

よって、国におかれましては、島嶼部住民の生活の安定かつ向上に資するため、生活航路の維持・確保を図るべく新たな補助制度の創設を初めとして、航路の実情に応じた積極的な支援策を講じるよう要望する。

災害時に備えた個人情報の有効活用が図られる 広報・啓発等の推進について

東海部会提出

説明担当：津市

(理由)

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする理念の下に、平成17年4月1日に全面施行されました。

しかし、施行から4年を経過するなかで、個人情報の過剰な保護意識が先行し、社会生活を阻害する多くの問題が生じています。

阪神淡路大震災において死亡した被災者の多くが、高齢者等の災害弱者であったことから、災害時に備え要援護者に係る情報の共有等が強く求められているにもかかわらず、多くの自治体においては個人情報保護の観点から、災害発生前の情報提供については慎重な対応となっているのが実態です。

また、地域の最前線で福祉を推進している民生委員・児童委員に情報が流れにくいために、活動に支障を来しているなどの問題の他、PTAの連絡網が組めないために緊急時の対応が取れないことや、交通事故で運び込まれた患者の氏名を絶対に明かさない病院があり、被災者家族でありながら情報を得ることができない等、依然としてさまざまな問題が発生しています。

こうした問題を解決するため、昨年4月には、「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」がなされ、いわゆる「過剰反応」等について指針が示されたところですが、残念ながら、これまでの状況を変化させるには至っていないのが現状です。

このように、個人を守るための法律がその機能を十分に発揮することなく、逆に住民生活を阻害している側面があることから、情報の適切な「保護と活用」が図られるよう、更なる施策の推進が求められています。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

個人情報の保護と活用が有効に図れるよう、基本方針等の見直しや過剰反応等の原因である誤った法解釈を改善する一層の広報・啓発活動を積極的に推進するとともに、そのために必要な個人情報保護法の改正についても検討されるよう、強く要望する。